

現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務約款

第1条（契約の締結）

申請者（以下「甲」という）及び株式会社ハウスジーメン（以下「乙」という）は、関連法令等を遵守し、この約款（申請書及び受理書を含む。以下同じ）及び「株式会社ハウスジーメン 現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務要領」（以下「業務要領」という）に定められた事項が適用されることを前提とする契約（以下「この契約」という）を締結する。

第2条（甲の責務）

甲は、申請する住宅の情報を現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書（以下「申請書」という）に明記しなければならない。

- 2 甲は、業務要領に従い、申請書ならびに必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が提出された書類のみでは適合審査（以下「審査」という）を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の業務の遂行に必要な範囲内において、受理書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という）の計画、その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 4 甲は、業務要領に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、乙の審査において、対象住宅の計画に関し乙がなした基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに依頼図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

第3条（乙の責務）

乙は、関係法令等によるほか要領に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。

- 2 乙は、受理書に定められた、第3条に規定する現金取得者向け新築対象住宅証明書（以下「証明書」という）を発行し又は 不適合通知書を発行する日（以下「業務期日」という）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第4条（業務期日）

乙の業務期日は、受理書に定める日とする。

- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項につ

いては甲・乙協議して定める。

第5条（料金の支払期日）

甲の支払期日は、申請受付日の翌月末とする。

- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、証明書を発行しない。この場合において、乙が当該証明書を発行しないことによって甲に生じた損害については、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 4 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第6条（料金の支払方法）

甲は、要領に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込み又は口座振替により支払うものとする。なお、振込みに要する手数料は甲の負担とし、口座振替の場合は乙の負担とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

第7条（証明書発行前の変更申請）

甲は、証明書の発行前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の審査関係図書を乙に提出しなければならない。

- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の審査の申請を取り下げ、別件として改めて乙に審査を申請しなければならない。
- 3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第8条（甲の解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、審査業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれ

を甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第9条（乙の解除権）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに支払わないとき
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を発行することができないとき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第10条（乙の免責）

乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅が関係法令等に適合することを保証しない。

- 2 乙は、審査を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した審査申請関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な審査業務を行うことができなかった場合は、当該審査業務の結果に責任を負わないものとする。

第11条（国土交通省等への報告）

乙の行う審査業務は、すまい給付金制度に関連して行うものであることから、乙は、国土交通省やすまい給付金事務局から業務に関する報告を求められた場合には、審査の内容、判断根拠その他情報について、報告等を行うことができるものとする。

第12条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
 - (3) 国土交通省やすまい給付金事務局から求められた場合

第13条（統計処理）

乙は、この契約に定める業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処

理等を行うことができる。

第14条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額は申請料金を上限とする。

第15条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

第16条（本約款の変更）

乙は、次の各号に該当する場合には、この約款を第2項に定める方法により変更することができるものとする。

- （1） 変更の内容が甲の一般の利益に適合するとき
- （2） 変更の内容がこの約款に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2 前項に基づく変更に当たっては、乙は、効力発生日を定めた上で、この約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、乙のホームページ等、乙が別に定める方法によりあらかじめ公表するものとする。

（附則）

この約款は、平成25年10月15日から施行する。

この約款は、令和2年4月1日から施行する。